

日本司法支援センター(法人番号2011205001573)の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当センターの主要事業は総合法律支援に関する事業である。役員報酬水準を検討するにあたっては、以下の法人等を参考とした。

日本学生支援機構...当該法人は学生支援事業を実施している。公表資料によれば、平成28年度の長の年間報酬は18,176千円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると、17,984千円と推測される。同様の考え方により、理事については、15,944千円である。

預金保険機構...当該法人は金融支援業務等を行っており、かつ法曹資格者が在籍する法人である。公表資料によれば、平成28年度の長の年間報酬は22,458千円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると、21,786千円と推測される。同様の考え方により、理事については16,308千円、非常勤役員(監事)については、1,848千円と推定される。

事務次官(指定職8号俸)年間報酬額...平成28年度23,175千円(平成29年8月人事院発行参考資料による)

平成29年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

法務省に設置された日本司法支援センター評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、理事長が国家公務員の例を参考に、役員の業績に応じて、増額又は減額することができるとされている。

役員報酬基準の内容及び平成29年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末勤勉手当から構成されている。月額については、役員報酬規程に則り、本給919,500円(経過措置を適用した額)に地域手当183,900円を加算して算出している。

期末手当については、役員報酬規程に則り、期末手当基準額(俸給月額+地域手当+(俸給月額×100分の25)+(俸給月額+地域手当)×100分の20)に、理事長が国家公務員の例を参考に別に定める支給割合を乗じて得た額を基礎とし、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当についても、同様に、勤勉手当基準額(俸給月額+地域手当+(俸給月額×100分の25)+(俸給月額+地域手当)×100分の20)に、日本司法支援センター評価委員会がセンターに対して行う業績評価の結果を勘案し、理事長が国家公務員の例を参考に別に定める支給割合を乗じて得た額を基礎とし、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成29年度は、役員報酬基準について、特段の改定は行っていない。

理事

役員報酬支給基準は、月額及び期末勤勉手当から構成されている。

月額については、役員報酬規程に則り、本給803,500円に地域手当160,700円、通勤手当を加算して算出している。

期末勤勉手当については、法人の長と同様の基準により算出している。

なお、平成29年度は、役員報酬基準について、特段の改定は行っていない。

理事(非常勤)

役員報酬支給基準は、非常勤役員手当から構成されており、日額30,700円に当該月の勤務日数を乗じて算出している。

なお、平成29年度は、役員報酬基準について、特段の改定は行っていない。

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は、非常勤役員手当から構成されており、日額30,700円に当該月の勤務日数を乗じて算出している。

なお、平成29年度は、役員報酬基準について、特段の改定は行っていない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成29年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 18,369	千円 11,034	千円 5,128	千円 2,207 (地域手当)			
A理事	千円 7,890	千円 4,821	千円 2,037	千円 964 68 (地域手当) (通勤手当)		9月30日	
B理事	千円 6,521	千円 4,821	千円 693	千円 964 43 (地域手当) (通勤手当)	10月1日		
C理事 (非常勤)	千円 1,873	千円 1,873	千円	千円 ()		9月30日	
D理事 (非常勤)	千円 3,101	千円 3,101	千円	千円 ()			*
E理事 (非常勤)	千円 2,640	千円 2,640	千円	千円 ()			
F理事 (非常勤)	千円 1,535	千円 1,535	千円	千円 ()	10月1日		*
A監事 (非常勤)	千円 890	千円 890	千円	千円 ()			*
B監事 (非常勤)	千円 829	千円 829	千円	千円 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「 」、独立行政法人等の退職者「 」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「* 」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

当センターは、総合法律支援法にもとづき「民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスを受けられる社会の実現を目指すことを基本理念として設立され、弁護士や司法書士等の隣接法律専門職者による情報提供業務、資力の乏しい方に対する民事に関する弁護士費用の立替え、無料法律相談等の援助業務、国選弁護人候補者の裁判所への通知、国選弁護人に対する報酬支払業務、犯罪被害者への支援業務、司法過疎地へ常勤弁護士を配置し法的サービスを提供する等、国民と司法の架け橋となる業務を行っている。

当センターが実施する各業務は、国民生活に欠かせないセーフティネットとして機能しているところであり、極めて公共性が高く、その業務運営は常に国民等の立場から取り組み、国民等に親しまれ、頼りにされる存在となるように取り組むことが求められている。

当センターの長には、このような期待に応え、業務運営を担える学識経験が豊かで、国民的視野から当センターの業務運営にたずさわることができる人材を登用する必要がある。

他の支援業務を実施している法人の長の報酬と比較しても、同水準又はそれ以下であることから、当センターの長の報酬水準は妥当なものと認められる。

理事

法人の長と同様の理由により、当センターの報酬水準は妥当なものと認められる。

理事(非常勤)

法人の長と同様の理由により、当センターの報酬水準は妥当なものと認められる。

監事(非常勤)

法人の長と同様の理由により、当センターの報酬水準は妥当なものと認められる。

【主務大臣の検証結果】

日本司法支援センターの主要事業は総合法律支援に関する事業であり、その職務内容の特性に鑑みれば、
- 1 - で示す類似事業を行う機関を参考に設定するという役員報酬水準の設定の考え方は妥当である。

なお、理事長の報酬は、参考とした他の法人の長の報酬と比較して、同等又は低水準に抑えられている。

また、法務省に設置された日本司法支援センター評価委員会の行う業績評価を勘案し、その役員の業績に応じて増額又は減額することができるとされており、業績が適正に反映されていることから、妥当な報酬水準であると考える。

4 役員の退職手当の支給状況(平成29年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年	月			
理事A	千円 3,682	年 4	月 6	9月30日	—	
理事B	千円 該当者なし	年	月			
理事C (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
理事D (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
理事E (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
理事F (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
監事A (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
監事B (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			

注:理事Aについては、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定されていないため、当該支給額には、業績勘案率が決定されてから支給される退職手当の額を含んでいない。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	
理事B	該当者なし
理事C (非常勤)	該当者なし
理事D (非常勤)	該当者なし
理事E (非常勤)	該当者なし
理事F (非常勤)	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注：「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

法務省に設置された日本司法支援センター評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、理事長が国家公務員の例を参考に、役員の業績に応じ、増額又は減額することができるとされている(今後も引き続き継続する。)。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当センターの職員給与は、「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠していることから、給与水準を検討するにあたって、国家公務員の平均給与額を参考にした。

国家公務員…平成29年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額
は410,719円である。

なお、常勤弁護士の給与については、実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を
参考に決定している。

職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給
の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績に応じた人事評価の結果を、昇格・昇給及び勤勉手当の額に反映させてい
る。

給与制度の内容及び平成29年度における主な改定内容

当センター職員給与規程に則り、俸給及び諸手当(扶養手当、役職手当、地域手当、広域異
動手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、
超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基準額(俸給 + 扶養手当 + (俸給と扶養手当に対する)地
域手当 + (俸給と扶養手当に対する)広域異動手当 + 級・職位に応じた加算額)に、国家公務
員の例を参考に理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間に
おけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給 + 地域手当 + 広域異動手当 + 級・職位に応
じた加算額)に、国家公務員の例を参考に理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日
以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた割合を乗じて得た額として
いる。

なお、平成29年度は、次の改定を実施した。

平成29年4月1日改定 俸給表の引上げ(平均0.2%引上げ・国家公務員の給与勧告に準
拠)

平成29年12月賞与 0.1月分引上げ(国家公務員の給与勧告に準拠)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成29年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 490	歳 41.5	千円 5,555	千円 4,116	千円 130	千円 1,439
	人 490	歳 41.5	千円 5,555	千円 4,116	千円 130	千円 1,439
事務・技術	人 490	歳 41.5	千円 5,555	千円 4,116	千円 130	千円 1,439
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

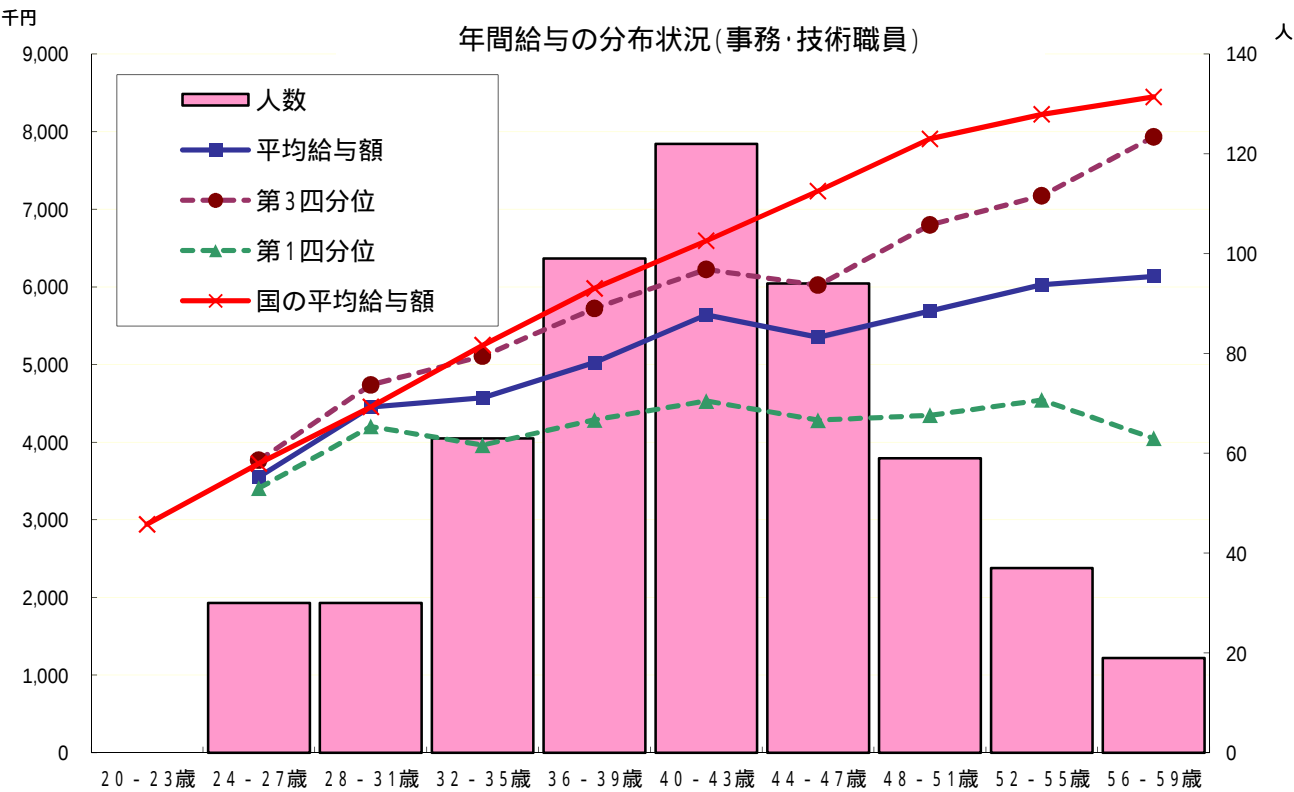
任期付職員	人 213	歳 39.7	千円 6,459	千円 4,631	千円 62	千円 1,828
事務・技術	人 63	歳 43.7	千円 3,787	千円 2,825	千円 83	千円 962
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
有資格(法曹)職員	人 3	歳 52.8	千円 16,898	千円 12,048	千円 140	千円 4,850
常勤弁護士	人 147	歳 37.8	千円 7,391	千円 5,254	千円 51	千円 2,137

再任用職員	人 9	歳 62.6	千円 5,458	千円 4,612	千円 91	千円 846
事務・技術	人 9	歳 62.6	千円 5,458	千円 4,612	千円 91	千円 846
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 63	歳 42	千円 2,367	千円 2,167	千円 131	千円 200
事務・技術	人 63	歳 42	千円 2,367	千円 2,167	千円 131	千円 200
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)



注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位 (本部課長 本部係員)	7人	47.1歳	11,774千円	14,681～8,720千円
	44人	36.3歳	4,513千円	5,378～3,408千円

賞与(平成29年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		57.6	57.1	57.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		42.4	42.9	42.7
一般職員	最高～最低	%	%	%
		58.3～35.5	54.4～37.3	56.2～37.3
	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		58.9	58.8	58.9
一般職員	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		41.1	41.2	41.1
	最高～最低	%	%	%
		47.3～36.9	47.6～36.9	47.5～36.9

3 給与水準の妥当性の検証等

○ 事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 80.7 ・年齢・地域勘案 82.2 ・年齢・学歴勘案 78.2 ・年齢・地域・学歴勘案 81.0
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	該当なし
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合73%】 (国からの財政支出額309億円、支出予算の総額424億円：平成29年度予算) 【累積欠損額 0円(平成28年度)】 【管理職の割合11.6%(常勤職員数490名中57名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合18.5%】 小数点第2位を四捨五入 (支出総額43,474,517,920円、給与・報酬等支給総額8,063,504,366円：平成28年度決算) (法人の検証結果) 当センターの給与水準は、国家公務員の給与水準を大幅に下回っており、人事院勧告を勘案した給与額の調整についても、適時行っていることから、妥当であると考ええる。 (主務大臣の検証結果) 日本司法支援センターの給与水準は、国家公務員の給与水準を大幅に下回っており、人事院勧告を勘案した給与額の調整についても、適時行われていることから、妥当であると考ええる。
講ずる措置	

4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給)
月額179,200円、年間給与2,928,000円
- 35歳(本部主任)
月額279,600円、年間給与5,555,000円
- 50歳(本部課長補佐)
月額385,100円、年間給与7,752,000円

扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者10,000円、子1人につき8,000円(平成29年度)を支給)

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の勤務成績に応じた人事評価の結果を、昇格・昇給及び勤勉手当の額に反映させている(今後も引き続き継続する。)

総人件費について

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,466,861	千円 5,561,057	千円 5,631,975	千円 5,711,428
退職手当支給額 (B)	千円 72,668	千円 99,771	千円 102,160	千円 113,482
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,419,273	千円 1,387,499	千円 1,311,205	千円 1,232,664
福利厚生費 (D)	千円 1,225,858	千円 1,206,004	千円 1,194,447	千円 1,162,027
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 8,184,660	千円 8,254,329	千円 8,239,787	千円 8,219,601

注：中期目標管理法人及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

・給与、報酬等支給総額の対前年度比は、79,453千円(1.4%)増であり、増加の要因は、給与勧告に準ずる措置(平成29年4月1日俸給表増額改正・平成29年6月及び12月賞与引上げ)によるものである。

・退職手当支給額の対前年度比は、11,322千円(11.1%)増である。

・国家公務員の退職手当支給水準の引下げに伴い、当センターにおいて講じた措置

(措置内容)役員に支給する退職手当額の計算過程において俸給月額に乘じる率を100分の12.125から100分の10.4625に、職員に支給する退職手当額に乘じる調整率を100分の97から100分の83.7に変更した。

(実施時期等)役員につき平成30年1月1日付け施行。

なお、職員については、引下げ幅が大きく、十分な説明と意見聴取及び関連規程の改正等に時間を要したことから平成30年4月1日から施行することとした。また、引下げ幅が大きいため、施行日から平成31年度末までの間、激変緩和のため調整率を段階的に引き下げる経過措置を設けることとした。

・非常勤役職員等給与の対前年度比は、78,541千円(6.0%)減である。減少の要因は、非常勤職員の人数の減少によるものである。

・福利厚生費の対前年度比は32,420千円(2.7%)減である。減少の一因は、借上宿舎について、職務の級や同居家族の有無により、物件の選定条件を細分化したことに加え、司法修習終了直後の常勤弁護士には借上宿舎を貸与しないこととした借上宿舎規程の改正(平成27年4月1日改正)の影響による。

・最広義人件費の対前年度比は、20,186千円(0.24%)減である。減少の要因は、上記のとおり、福利厚生費、非常勤役職員等給与の減少幅が給与、報酬等支給総額の増加より上回ったことによるものである。

その他

特になし